



自転車に 安全に乗ろう



自転車は気軽に利用できる便利な乗り物ですが、安全で快適に自転車に乗るためには、利用する一人一人が交通ルールを守り、安全に利用することが欠かせません。

令和5年4月に自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年11月には自転車運転中にスマートフォンなどを使用する「ながら運転（ながらスマホ）」や「自転車の酒気帯び運転およびほう助」など自転車の危険な運転に対し、新たに罰則が整備されました。

この新たなルールは、自転車に乗る人はもちろん、道路を通行する皆さんの安全を守るためにとっても重要です。

今回の特集では、ヘルメット着用の重要性など、皆さんが安全に、安心して自転車に乗る方法をお伝えします。

増えている自転車事故

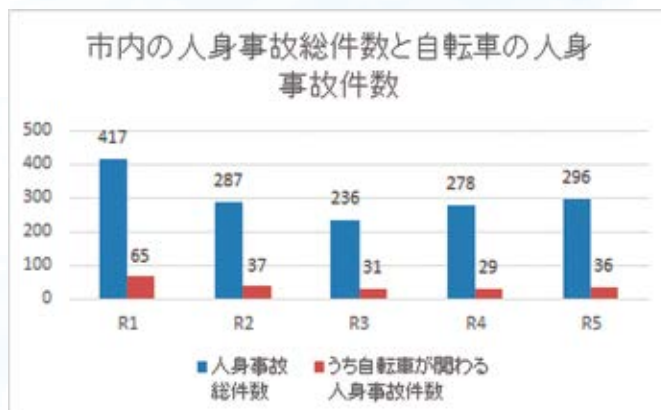
市内の交通事故のうち人身事故の総件数は、コロナ禍による外出自粛などの影響で減少しましたが、令和4年以降は増加しています。自転車に関わる人身事故件数もコロナ禍に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

令和5年中に市内で発生した自転車に関わる人身事故件数のうち、約8割に自転車側にも何らかの違反がありました。違反の内容は、「交差点安全進行義務違反」や「安全不確認」、「一時不停止」などが挙げられます。

自転車も軽車両であることを忘れず、交通ルールをしっかりと理解して、安全運転に努めましょう。



■市内の人身事故件数・
自転車の人身事故件数グラフ（単位：人）



自転車事故の怖さ

警察庁が公表している全国の統計では、自転車乗用中の死亡事故のうち、約半数が頭部に致命傷を負っています。ヘルメット未着用の場合、着用している場合と比べて、致死率が約1.9倍と高くなっています。

県内の自転車乗用中の死傷者のヘルメット着用率は約24%にとどまっており、4人に1人しかヘルメットを着用していないのが現状です。

自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットを着用することに努めなければならないのはもちろん、保護者の方などが幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児・児童が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させてください。

子どものときから、ヘルメットを着用することが当たり前になれば、安全安心につながります。

大切な命を守る

ヘルメット

最近は、スポーツタイプや帽子タイプなど、ヘルメットもたくさんの種類があります。ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークがついたものを着用しましょう。



重大な事故につながらないように



昨年11月に、自転車の「ながら運転」や「酒気帯び運転」をする運転者に対する罰則が強化されました。「ながら運転」は、スマートフォンの画面を注視してしまい、周りの危険が見えなくなることで重大な事故につながる可能性があるため、警察も取締りに力を入れています。

来年には一定の道路交通法違反をした16歳以上の運転者を対象に、交通反則通告制度、いわゆる自転車の「青切符」制度が適用される予定です。この制度は、全国的にも自転車の悪質な違反が多くなっている現状を踏まえ、取締りを行

うことで重大な事故につながるおそれのある危険行為を未然に防止することを目的としています。また、違反を繰り返した自転車の運転者に対して、自転車運転者講習の受講が命じられることもあります。



▲帽子タイプのヘルメットで安全性を啓発する木村課長

自転車は、運転免許証がなくても乗ることができ乗る物ですが、事故に遭うと受ける被害が大きくなります。これまでに市内で発生した事故でもヘルメットを着用していれば軽傷で済んだと思われる事故も何件か見受けられました

最近は、夏用・冬用と着せ替えができるヘルメットや、おしゃれなもの、髪型がくずれないものもあります。命を守るためヘルメットを着用し、交通ルールを守って安全運転に努めていただきますようお願いいたします。



鈴鹿警察署 交通第一課
課長 木村 智晴さん

守ろう 自転車の交通ルール

自転
さま
転し

自転車安全 利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当するので、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。車道の左側に寄って通行してください。



▲普通自転車歩道通行可の標識がある四季の道（西条）

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
信号や一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、
左右の安全を確認しましょう。
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止 5. ヘルメットを着用



飲んだら乗らない。
乗るなら飲まない。

昨年11月に
厳罰化!

出会いと別れが多い年度替わりの時期はお酒を飲む機会が増えます。ちょっとくらいなら大丈夫と、酒気帯びで自転車を運転することや、自転車の飲酒運転をするおそれがある人に酒類や自転車を提供することは違反です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。

命を守って、誰も傷つけないように

小・中学校の交通安全教室では、自転車の基本的な乗り方だけでなく、運転時のルールや危険性、日常の点検方法をしっかりと指導しています。知ってはいるけどできていないことを再確認するきっかけになり、児童・生徒の皆さんは真剣に話を聞いてくれます。

「こうすれば良い」とただ伝えるだけではなく、何のためにしている動きなのか理由を説明することで、それが自分の命を守り、誰も傷つけないことにつな



▲自転車の点検方法を説明する村上さん

がることを伝えています。自転車に乗るということは被害者にも加害者にもなりえますからね。

すぐに成果として現れるものではないですが、一つ一つ教室を積み重ねることで、全体的に子どもの事故が減ってくれることや、道路でルールを守って運転してくれる子どもたちを見掛けるとうれしいです。

自転車を運転する方は基本に立ち返って、ルールを守って安全な自転車運転を心掛けてほしいです。



交通教育指導員

辻 亜紀子さん 村上 裕子さん 宮崎 利香さん

車に乗る場合は、重要な自転車安全利用五則はもちろん、
さまざまな交通ルールを今一度確認し、しっかり覚えて安全に運
ましょう。



POINT 施錠もお忘れなく

施錠しないで駐輪すると、自転車盗難の確率
が上がります。また、駅や店舗などの駐輪場で被
害が発生しやすいので、駐輪時には必ず施錠し、
鍵を2個以上かけるなどの対策をしましょう。

- ・ワイヤー錠
 - ・シリンダー型馬^ばてい錠
 - ・U字型錠 など
- ※自転車販売店で防犯登
録も忘れずにしましょう。



▲AGF 鈴鹿体育館南側道路

知ってますか？ 自転車ナビライン

市内には、自転車が走る位置を分かり
やすく路面に表示している道路がありま
す。矢羽根のマークで明示してあります
ので、歩道ではなくナビラインを走行して
ください。

安全で楽しい自転車ライフのために



ほんの少しの不注意で事故の被害者にも加
害者にもなる可能性がある自転車運転。実際
の事例をもとに自転車に乗る際に知っておきたい
交通ルールを紹介します。今一度自身の運
転を見直して、安全で楽しい自転車ライフをお
くりましょう。

自転車利用の交通ルール

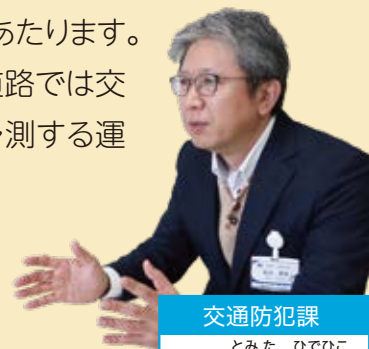
鈴鹿市交通安全都市推進協議会
構成団体 (Honda) ウェブサイト

※市は、同協議会を組織し、鈴鹿警察署
をはじめとする各種団体と協力して、
交通安全啓発活動を展開しています。



自転車は、子どものころから利用する身近な乗り物ですが、軽車両にあたります。
危険な運転により、自転車が原因となる交通事故も発生しています。道路では交
通ルールを守っていただくとともに、これから先に隠れている危険を予測する運
転をするなど、事故に遭わない、起こさない運転に努めてください。

交通事故は被害者になっても、加害者になっても、当事者のみならず
その家族にも大きな影響を及ぼします。皆さんも一緒に、交通事故の
無い社会を築きましょう。



交通防犯課

課長 ともた ひでひこ
富田 秀彦

今回の特集に関するご意見・ご感想は
交通防犯課 ☎ 382-9022 📠 382-7603 ✉ kotsubohan@city.suzuka.lg.jp